

ID: 1619

担当部署: 健康福祉部 地域福祉課

処分の概要	通所給付決定の変更承認		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第21条の5の8第1項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】 法第21条の5の8の規定による。 第21条の5の8 通所給付決定保護者は、現に受けている通所給付決定に係る障害児通所支援の支給量その他の厚生労働省令で定める事項を変更する必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該通所給付決定の変更の申請をすることができる。 2 市町村は、前項の申請又は職権により、前条第1項の厚生労働省令で定める事項を勘案し、通所給付決定保護者につき、必要があると認めるときは、通所給付決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る通所給付決定保護者に対し通所受給者証の提出を求めるものとする。 3 第21条の5の5第2項、第21条の5の6(第1項を除く。)及び前条(第1項を除く。)の規定は、前項の通所給付決定の変更の決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 4 市町村は、第2項の通所給付決定の変更の決定を行った場合には、通所受給者証に当該決定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日